

開会（10：46）

- 太田浩三郎委員長 皆さん、御苦労さまでございます。
それでは、市民福祉常任委員会を開催したいと思います。
市民福祉常任委員会に付託されました案件は全部で5件であります。
審査順序は、市民環境部、健康福祉部の順番により進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 太田浩三郎委員長 御異議なしということで、お手元に配付の審査順表のとおりさせていただきます。
それでは、市民環境部関係の議案審査に入ります。
議第71号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
それでは、議第71号に対する質疑に入ります。
質疑、意見のある委員は御発言願います。
どうですか、よろしいですか。いいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 太田浩三郎委員長 それでは、なしということで、質疑、意見を打ち切ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。
これより採決いたします。
議第71号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 太田浩三郎委員長 挙手総員でございます。よって、議第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で市民環境部の議案審査については終了いたしました。市民環境部の皆様、御苦労さまでした。当局の入替えがあるので、暫時休憩といたします。

休憩（10：48～10：52）

- 太田浩三郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、健康福祉部関係の議案審査に入ります。
まず、議第59号「令和4年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。
それでは、議第59号に対する質疑に入ります。
質疑、意見のある委員は御発言願います。
どうですか、何か。
- 石田江利子委員 補正予算の89ページ、歳出の4款1項1目12節の委託料、高齢者生き

がい活動支援通所事業費というところで、利用者の増というのを聞いているんですが、どのくらい人数が増えているか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 これは延べ利用者数、利用回数の増で計算しておりますけれども、全部で1,185回分の増を計上しております。

以上です。

○太田浩三郎委員長 ほかにはどうでしょうか。

どうですか、よろしいですか。

なしということによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 それでは、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 なしですね。討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第59号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員でございます。よって、議第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

当局の入替えがあるため、ここで暫時休憩といたします。

休憩（10：55～10：56）

○太田浩三郎委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第56号「令和4年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

それでは、議第56号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

どうですか、よろしいですか。

○石田江利子委員 歳出の8款1項4目22節償還金のところなんですけど、新型コロナウイルス感染症の関係でということでお話は伺っているんですが、具体的にもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 石田委員の御質疑ですけれども、新型コロナウイルス感染症に関する国保税の減免額に対する特例補助について、令和3年度の補助申請時には令和3年12月末現在の実績額を基に令和4年3月までの見込額を算出して申請を行いました。今回実績が確定しましたので、61万1,000円の返還が生じたという理由でございます。

○石田江利子委員 実績が確定してということですね。

○鈴木利明国保年金課長 はい。

○石田江利子委員 了解しました。

○太田浩三郎委員長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第56号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員でございます。よって、議第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、発議案第3号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」及び議第72号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は同一の条例改正案であるため一括して議題としたいが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 異議なしの声がありますので、御異議なしと認めます。

それでは、発議案第3号及び議第72号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

発議案に対する質疑があったら杉田委員に答えてもらう、いいですね。

○石田江利子委員 そもそも均等割の軽減の対象を拡大するということになるわけなんですけれども、現在のシステムというのが改修する必要があるかと思うんですが、これは令和5年の4月1日から施行ということで取り扱うわけなんですけれども、それに間に合うかどうか、その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○渋谷英彦委員 これ、こっちに質疑しているんじゃない。杉田委員に質疑しているの。

○杉田源太郎委員 間に合うか間に合わないかというのは、俺じゃないんじゃないの。

○渋谷英彦委員 発議案として、それをどう考えているかと。

○杉田源太郎委員 昨日の質疑の中にも答弁いただいているわけですけど、9月末現在のゼロ歳児から18歳まで、その人数をお聞きしたときに、ゼロ歳から6歳まで591人、7歳から18歳までが1,556人、そのように聞きました。

今年度から国のほうでゼロ歳から6歳まで591人に対し、これは半額になって、それが実施されています。3万5,600円、その半分ということで1万7,800円あるわけですけど、その1,556人分を掛けると2,769万6,800円、年間となります。

○太田浩三郎委員長 もう一度数字を言ってください。2,000……。

○杉田源太郎委員 2,769万6,800円。全体で3万5,600円あって、その半分ということで1万7,800円となっているのが今年度からのものですけど、それに対して1,556人になると、今言った2,769万6,800円、年間です。これは介護分と後期高齢者分というふうになると思います。

要は国保の均等割というときに、今言った介護分であったり、後期高齢者分であったり、そういう部分も子どもたち、就学前の人たちが払うお金によってそれを賄わなきゃならないということですね。そこのところに大きな問題があるんじゃないかというふうに思っています。

それで、全国でいろんな運動があつて国のほうもゼロ歳から6歳までなつたというこ

とですので、条例についても18歳までこれをその対象にしたらどうだというのが提案です。

今の質疑ですけど、2,769万というのは年間ですので、これを考えると、昨日の答弁の中で基金が出ているけど、11億幾らだったと思うんだけど、ここの金額2,769万円というのはすぐ用意できるのではないだろうか。自分たち、その子どもたちも含めた税金がこの中に入っているということですので、それは問題ないというふうに思っています。

○石田江利子委員 昨日の深田議員の発議の御説明でもそんなようなお話で、そこは重々承知なんですけど、今、私が確認させていただいたのは、システム改修がそもそも間に合うかというお話を今振らせていただいたんですが、今の金額の件は私もそのように説明を受けています。

ただ、システムを改修するに当たって、18歳までに引き上げることによって要は対象が増えるわけですので、システム改修にお金もかかるし、時間も要する。普通、システムを改修するのにかなりの日数を費やすわけなので、それが令和5年4月1日からの施行に間に合うか、そのことについてどう思うかということで御質疑させていただきました。

○杉田源太郎委員 それは、間に合うように市のほうにお願いするしかないと思います。

○石田江利子委員 ということで、市のほうにも確認させてもらいたいんですが、システム改修をした場合に、そもそも現実的に令和5年4月1日の施行に間に合うものなんでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 うちのほう、18歳までをというのをもともと想定していないものですから何とも言えないんですけども、18歳までということになりますと、市独自のシステムという開発になるということになりますので、そこは間に合うか間に合わないかという、今、難しいのではないかという考え方にありますが。

以上でございます。

○石田江利子委員 今、当局のほうからもお話がありましたように、独自のシステムということは、先ほどもちょっと言わせていただきましたけれども、それだけ費用がかかるということになって負担が増えてしまうということになるものですから、ちょっと現実的じゃないかなというのは私の意見です。

以上です。

○太田浩三郎委員長 ほかにはどうでしょうか。

副委員長、代わってもらえますか。

○藁科寧之副委員長 太田委員長。

○太田浩三郎委員長 杉田委員にお伺いします。

国民健康保険は自営業者が主体で動いているわけですね。当然、サラリーマン関係は社会保険の関係であって、そうしますと二重払いになるんですね。基本的に社会保険の人が社会保険の関係で払いますよ。国民健康保険の皆さんだけやるならいいけれども、税金を投入するということは、それぞれ働いている方々が税金を納めて、それが投入されるということになりますので、よくこれは議論になったんですね、今までも。要するに働いている人たちが納めた税金が二重払いじゃないかと、おかしいじゃないかという話が出ているわけですね。その辺は、どう考えるかはお答えいただけますか。

○杉田源太郎委員 基本的に社会保険のほうというのは、社保というのは、子どもさんたちのお金というのは払っていないですよ。払っていないというか、被保険者が登録することによって家族だとか扶養する人たちの全部はその保険で賄われるわけですよ。

ところが国保の問題ずーっと取り上げてきましたけど、均等割、今この問題でも、国のほうのずーっと全国からのいろんな声、そういうのがあって均等割のほうもゼロ歳から6歳まで、これについては半分にしましょうというのが国のほうでやっと決まったわけですよ。そういうもの、その法律の改正というものを、これはいろんなやり方があると思います。ただ、今回、改正が出てきているので、その中で枠を広げていくこと。先ほどもちょっと言いましたけど、均等割、子どもが多ければ多いほどそれを払わなきゃならないと。

じゃ、今、委員長がおっしゃいましたけど、例えば介護保険、あるいは後期高齢者、そっちのほうの分担、そういうものというのは今どこから払われているのかということを確認したときに、国保の中では均等割の子どもたちの中からも払われていますよ。じゃ、そこのところも二重払いどうこうじゃないけど、そういうところで自分たちが国保だとか、介護だとか、後期高齢者分、そういうのを払うの、例えば40歳以上だとかそういうところであれば、当然そういうところにつき込んでいかなきゃならないなという、それは一定の納得がいくと思います。

ただ、こういう介護、あるいは後期高齢者、そういうものについての負担、それを子どもたち、高校生未満、18歳未満の子どもたちが担っていかなきゃならないという、ここのところには矛盾があるんじゃないか。子どもたちが増えれば増えるほど、それだけ負担をしなければならない。そのところでやっぱり軽減をしていかなきゃならないんじゃないかというのが国のほうで出た、先ほども何回も言っていますけど、ゼロから6歳までの軽減なんですよ。

軽減というより減免ですよ。軽減と減免はちょっと違いますので、言葉の使い方は考えたいと思いますけど、そういうところでの不公平性というのか、今、委員長の言葉を借りるとすれば、子どもたちがそういうところに対して負担をしていかなきゃならないということについては考慮しなければいけないんじゃないかというのが考えです。

○渋谷英彦委員 答えになっていないよ。

今、委員長が言っているのは、社保と国保の違いなんですよ。基本的に社保というのは、会社のほうでそういった社会保険組合のほうに、また、企業組合というのもあるんですよ。そういうところに属していて、そこで運営していると。国保は国でやっている。そうすると、国でやっているんだから、社保を払っている人は社会保険、そこで払っているわけですよ。それで、また国保のやつを税金からそっちへ行くということは二重じゃないかと、こういうことなんですよ。

○杉田源太郎委員 考え方の違いだと思うんだけど、税金をどのように使うかという。国の税金、市でも全部そうですけど、何のために、どういうために使っていくのか。特に市政でいうならば福祉というの、市民福祉を第一に考えなきゃいけない。そういう市民の声、そういうものを各自治体での要求というものがどんどんどんどん国に届いてこういうふうになっているよ。

だから、もっと厳密にどんどんどんどん考えていくと、あれも払った、これも払った

という、みんな国民の税金でやっているわけですよ。その税金の中で何に重きを置いて支出していいのかということと考えたときに、こういうところに使っていくことについて二重払いだどうのこうのというのは、資産割はどうかのこの問題かもしれないけど、そこでも二重払いとか、いろんな今までの矛盾なんかもありますよね。それを今正していこうとしている、そういう中で、今、税金の在り方、その中で何に使っていくのか。そこについては18歳まで、その少なくとも半分、ゼロ歳から6歳と同じぐらい使うことについて何か問題がありますかというふうに言っています。

○石田江利子委員 しつこくて申し訳ないんですけど、それこそ先ほどから現実的に可能かどうかというところの話にもう一度戻らせていただきますと、今期も11月で補正予算組立て、やっているわけなんですけれども、先ほどの改修費、やらなきゃいけないことになった場合には予算措置もしていかなきゃいけないということになるんですよ。そういう現実的なことを考えると、やはり少し焼津市独自でこういったことを進めていくというのは無理かなという感じが私はします。

○太田浩三郎委員長 どうですか、御意見はありませんか。

○藁科寧之副委員長 未就学児の均等割等につきまして、国においても議論を進めていただいておりますところだと思んですけど、全国の市長会、また、国保連合会等につきましても、それにつきまして要望を出していただいております。また、国の財政措置を含めて国の政策として行われるべきだと思いますので、今後の動向をもう少し見ていく必要があるのかなと思います。いかがでしょうか。

○杉田源太郎委員 国のほうで、国保税ですか、そっこのほうに対して6歳までに達する人は最初の3月31日以前である被保険者どうのこうのということで、未就学児におけるものが半額になったというのは、これを改正されたわけですよ。

ところがこれはかすみがうら市なんですけど、ここでは、今私たち共産党議員団としては、条例の改正ですか、これを18歳までにしたらというふうには言っていますが、それは今国のほうでやっていたらそれはできるかもしれないけど、市独自でやると職員のほうが大変になるんじゃないか、それに対する予算、またつけなきゃならないんじゃないか。予算をつけることはどれくらいかかるかというのは私は今は分からないけど、それをつけるべきことなんです。幾らでもつけることができる。必要であるならば使えるお金、財政調整基金、あるいはこの中の基金、そういうものが幾らでも使えるというふうには思っています。

先ほど言ったけど、国でやる以外にもかすみがうら市では市が独自に6歳に達するまで以降、それから18歳に達する日以降最初の3月31日までですけど、その間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の者ということで、18歳に達するまでというのは市独自でやっているところもあります。

だから、これはやり方の問題で、今、藁科委員のほうで言った国の政策として、もっとも議論したほうがいいんじゃないかというのはあるけど、私は国の法律を変えていくという、そういう方向での提案をさせていただいているけど、市独自でやっているところだってありますよ。そういうところが幾つかあるのは調べて、その中の1つとしてかすみがうら市のやつを持ってきたわけだけど、その考え方については議論しても

いいです。

ただ、私たちは、今回の中では改正案というか、発議案第3号で条例の改定について提案をさせてもらっている。その趣旨としては、子どもたち、ずーっと焼津市が言っていることですよ、そこのところを大事にしていく。学校給食費の問題も言ったけど、本当に全国で、この前、一般質問した後で、224自治体といったのはその次の日の新聞で250まで上がっているというので、どんどんどんどんそうやって子どもたちへの減免、そういうものに対する市町、自治体が増えている。そういうところを焼津市からも声を上げていくということが大切なんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○太田浩三郎委員長 どうですか。

○藁科寧之副委員長 私としては、国の動向ももう少し見ていく必要があるのかなという思いがいたします。

○太田浩三郎委員長 どうですか。それぞれ意見を言ってください。

○川島 要委員 確かに全国を見ればいろんな先進的な事例というのはいっぱいありますし、ぜひ焼津市に取り入れたいという事例はいっぱいあると思うんですけども、事を起こすにはやっぱりよく考えながら、また、当局とも現実的な、先ほどから実際にできるのかという話がありましたけれども、事を急ぐのではなくて、しっかりと当局の状況も、また、周囲の環境も調整して踏み切っていく、結論を出していくという形がやはり理想的かなと思いますので、今回は難しいのかなというふうに思います。

○太田浩三郎委員長 増井委員、どうですか。

○増井好典委員 制度そのものは、やはり改正となれば、これはちょっとうまくないなと。じゃ、またすぐ例えば元へ戻してしまう、あるいはもうちょっと違う形にしようって、安直にできるものじゃないと思うんですね。

です。やはりいろんなシミュレーションをする、所得の部分で実際に数値的なものをシミュレーションを起こして、どうなるのかといったことをやる。もちろん制度に移行するに関してはそれなりの予算も必要になってくる、期間も必要になってくる。そういったものを考えると、やはり慎重に物事を考えていったほうがいいんじゃないかなって、もうちょっと時間を与えたほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、もう一つ、この焼津市もいろんな全国から焼津市へいらっしゃいいらっしゃい、焼津市へ来てくださいよ、焼津市に住んでくださいよ、一生懸命やっています。そういった中で、例えばほかの全国的に市独自でやっているところもあるかもしれないけれども、あまりにも全国的なベースとかけ離れたものになってくると、これが逆にいいものか悪いかの前に異質なものではないかというふうな捉え方をされますと、これはやはり移住定住に結びつかない結果もあるかもしれません。かもですよ。そういったこともやっぱり考慮しながら検討していくべきではないかなというふうに考えます。

以上です。

○杉田源太郎委員 これは焼津市のホームページからコピーしたものですけど、均等割、これ、改正になったのはかなり前の平成13年ぐらいだったかな。改正も今年度からというところ、均等割が基礎課税分として2万8,100円です。介護納付金分として8,800円、後期高齢者支援金等分、ここで7,500円となっています。平等割のところでも基礎課税

分として1万8,000円、そして、介護納付金分として6,000円、そして、後期高齢者支援金等分として6,500円ですよ。均等割でここまで7,500円、そして、平等割という形で6,500円払わなきゃならないんです。これって、あっちもこっちも払う。先ほど社保のことについて言ったけど、いろんな社保の組合があって、会社が約半分半分ですね。

○渋谷英彦委員 会社が51.3%だった。

○杉田源太郎委員 約半分ずつだと。そういう負担を会社はして、それで扶養家族全体の保険をやっていくということだけど、この国保の問題、先ほど自営業者はどうかのこうのと言ったけど、自営業者だけじゃないですよ。前の質疑だったか、滞納世帯、この中で80%近くの人が収入が200万円以下、そういう人たちがほとんどです。滞納世帯は払えないんですよ。払えないとまた医療費の問題、どんどんどんどん心配になってくる。

そういう中で、ここの均等割、少なくとも子どもたちというところの中で、介護納付金分あるいは後期高齢者支援金等分という、そういう部分について、均等割だったら1人について7,500円を払わなきゃならない。こういうものというのは、やはり子育ての中で国保に行かざるを得ない、そういう世帯、それもすごく多いわけですよ。そういうところで子どもたちは差別されていくという、これも大きな問題だと私は思います。そういう意味では、そこのところの減免というものをちゃんとやるべきだというふうに思います。

以上です。

○太田浩三郎委員長 どうでしょうか。

皆さん、基金を使うことになりますので。

○石田江利子委員 そう。基金のことは説明を何度もいただいているものですから、よく理解しています。先ほどからお話しさせていただくように、令和5年の4月1日にはまずは現実的に間に合わないということは確かなんです。

なので、今ここで私たちが審議する中での答えを出していくということに関しては、ちょっと今回は無理かなという感じがします。今回というか、無理かなという感じがするんですね。

先ほど御家庭のことでお話をさせていただくと、大変なおうちというのは大変なおうちで、生活保護とか、そういった形で救われる道というのはあるものですから、やはりそういうところで本当に逼迫しているおうちというのはそれなりに市としても手を差し伸べているということはまず御理解していただいた上で、今回、この発議案に関しては、やはり令和5年の4月に間に合うかどうかということと、その辺を吟味していただくというのが一番じゃないかなと思います。やはり国の動向を注視しながら焼津市も慎重に進めるということが得策だと私は思います。

以上です。

○杉田源太郎委員 大変な人は生活保護を申請すればいいという、私もずっと生活保護の申請、何件か立ち会ってきていて、子育て世代の方が今も生活扶助を受けながらという方もいます。ただ、今言ったように、生活保護の基準、そういうものは年収がかかってきますよね。そういうところから、そこに届かないというか、年収は少ないんですけど、だけど、生活保護の基準にも行かない。そういう人たちはこういう介護分あるいは後期高齢分という、支援分という、そういうものを、この金額を大変だと思うか思わないか。

大変じゃないですよ、大変な人は生活保護を申請すればいいじゃないといったって、できないですよ。その基準をどこに置いているかということは、今、私たちは問われていると思いますよ。

そういうところから、皆さんとしては、すぐできるかできないか、それはさっきも言ったけど、頑張ってくださいと言うしかないんですけど、そういうことで、条例のこの問題については、私たち共産党議員団としてはやるべきだ。何せ子育て世代、そのところでの均等割というのを国はちゃんと認めてきて、6歳までは減免されることになったということです。だから、そういうことからすれば、やってできないことはない、やってくださいということです。

○渋谷英彦委員 杉田委員の希望というか、あれは十分分かる気がします。

石田委員が言っていたように、現実としてどうなんだと。4月に間に合うのかという部分も、これは非常に重要な問題です。

それと、あと、考えられるのは、杉田委員のおっしゃっている負担増という部分を減免したいと、その気持ちは十分分かるんですけども、そもそも資産割というのをなくそうとなつたところの基は、結局、大きな土地を持っている家があつて、だんなさんが稼いでいたと、奥さんは専業主婦だったと。そうしたら、だんなさんが亡くなつちやつたと、奥さんは収入がなくなつちやつたと。それでも土地はいっぱいあるから、それを売って払えよ。でも、その土地って先祖代々からある土地だから、だんだん資産割というのはなくしていこうじゃないかなというので、段階的にやっていくということです。平成9年までやっている。だから、それも杉田委員が言っている、そういった苦しんでいる人を助けようという1つのシステムであると私は感じていますよ。だから、そういった中でやると。

それから、令和9年には少なからず県のほうで統一してやることは、これは大体決まっていると私は思っているんです。だから、そういう中で、そのときに資産割でずっとやった、土地を持っているけど収入のない人たちは救われてくるし、そういった対応はずっとしていく中の1つである。令和9年になったら県下一斉でこうなるから、そうなった場合に、ほかの市町とのバランスとかそういったようなものも考えていかなきゃいけないから、やはりそのところはしっかり押さえておかないといけないというふうに思うんです。

それと、杉田委員が希望しているところの部分はあるけれども、石田委員が言ったように、そういったところはそういったところでいろいろ手当もあるんじゃないかと。だから、この問題と手当の部分というのはちょっと離して考えてもいいのかなという。取りあえず国保に関する条例に関してはそういう形で持って行って、それ以外のところで、そういった困っている人たちの支援をするという方策を考えるというのもありかなというふうに私は思います。

○杉田源太郎委員 今、渋谷委員の中で、資産割を廃止することによってその影響、昨日の深田委員の議案質疑の中で答弁いただいた中で、令和5年度、資産割をなくすことによって国保税が増える世帯、これが6,438世帯で35.0%という答弁だったと思います。

そして、変更なしの世帯が4,840世帯、26.4%です。先ほど言ったように、渋谷委員おっしゃるように、収入はないけど資産だけあつて、それだけでどんどん取られちゃう、

そういった人たちというのはだんだんだんだん減っているわけですよ。その減る世帯というのが昨日の御答弁の中では7,094世帯、全体の38.6%ということです。

こうなると、国保税は増える世帯は約35%、このところというのは、資産がなくても所得があればそれは増えていくんですよ。資産割をなくしていくというのはそういうことだと思っんですよ。それを一遍にやっちゃ大変だということで、段階的にということやって、これを基金を使いながらやっていくというのは答弁だったと思います。ここはある程度しょうがないかなという部分もあります。だけど、資産がない人たち、資産がなくて収入が少ない人たちのところにはどんどんどんどん増えていくわけですよ、35%近くの人たちは。

こういうことを考えたその中で、資産を持っていない人たちというのは、低所得世帯の方というのは資産を持っている方というのは圧倒的に少ないです。そういう中で、負担がどんどんどんどん増えていくということは、昨日の中でも明らかになってきている。そういうことを考えると、やっぱり子育ても大事というふうな気持ちが分かるというのは、気持ちだけ分かってもしょうがないんですよ。この実態をちゃんと直していったらいいです。

○渋谷英彦委員 それ、今、杉田委員がおっしゃったように、資産があっても収入がある人は増えるんですよ。だから、三十何%とって、年収1,000万円の人でもし国保の人がいたら、その人たちは増えるんですよ。ということで私は理解していますけど。

○杉田源太郎委員 だから、年収が1,000万円だ、2,000万円だという、そういう人たちはいいですよ。そうじゃなくて、先ほども言っているのは、焼津市内でも年収、先ほど滞納されているところの世帯の中で、生活保護にも申請はできない。だけど、ひとり親だとかそういう中でたくさん苦しんでいる世帯はあって、その人たちは資産がない。年収は200万円未満、そういう人たちが圧倒的に多いんですよ、国保に加入している中で。

そういう人たちが35%いるんですね。今、渋谷委員が言った年収が1,000万円以上あるかどうかのこのことについて、私は言っていない。その世帯も入っているかもしれないけど、圧倒的に多いのは低所得世帯ですよ。私の言っているのが間違いだったら、当局のほうでお願いします。

○太田浩三郎委員長 非課税世帯とかという絡みがあるわけでしょう。非課税世帯には減免措置とかそういうのを取っているわけでしょう。

○鈴木利明国保年金課長 そうですね。軽減は。

○太田浩三郎委員長 じゃ、非課税世帯は払っていないですね。軽減措置で対応しているわけでしょう。非課税世帯、要するに所得が低い人たち。

そういう場合はどうなるの。

○鈴木利明国保年金課長 所得がゼロであれば掛け算してもゼロになっちゃうものですから、所得のない人はゼロということで、先般も答弁させていただいたように変更なしというような形になるのかなと思っんですけれども。

それで、所得があっても所得の少ない方については、7割、5割、2割というふうな軽減措置を取らせていただいて、その上で今回のゼロ歳から6歳の未就学児については、その分のまた2分の1ですという形になりますので、軽減は7割、5割、2割のやつは現在もやっていますし、今年度から6歳までの未就学児の軽減策というような形を取ら

せていただいたと。

○太田浩三郎委員長 そうだよな。

○杉田源太郎委員 先ほど、私、言ったけど、軽減という言葉と減免という言葉は違いますよね。7割、5割、2割というのは、これ、軽減ですよ、法律の中で扱っている。減免って、先ほど2分の1になったという、これは減免ですよ。これは国のほうでゼロ歳から6歳まで減免をする、半額にしていくという減免措置ですよ。ここを間違えちゃいけない。

だから、さっきも言われた7割、5割、2割という、そういう軽減というのはちゃんとうたわれているわけです。今までも実施されている。それなりの配慮をされている。

その中でも、今答弁あったように、介護納付金分だ、あるいは後期高齢者支援金等分だとか、そういうものというのはそれなりに払うんですよ。そういうところをまずは半分にしていって、ゼロ歳から6歳まで。そうやっているところを18歳まで上げていく。今、できないことじゃないですよ。

○渋谷英彦委員 取りあえず今できないことというのは、さっき石田委員が質疑した4月に間に合わないということだと思います。

○杉田源太郎委員 4月に間に合わないから無理だ、4月以降だったらいいよという、そういうことでいいですか。

○石田江利子委員 現行のシステムを改修する必要があるのではないかというお話はさせていただいたんですけど、その後、私の意見としては、財政措置を含めて国の施策、これを行われるべきだということの考えで私は発言させていただいています。あと、国の動向も注視するべきだということで、私の意見とさせていただきます。

○杉田源太郎委員 さっきから何回も言っていますが、国は市民の声によってどんどんどんどん動いているんですよ。だから、そういう中で、国の動向を見ながらあっちこっちがだんだんだんだん増えているから焼津市もそれにならっていこうかじゃなくて、医療費の18歳まで無償化というこの問題についてだって、焼津市は県内で2番目だったか、そうやって名のりを上げて子育てを大事にしている、そういう焼津市だということをアピールしてきているわけですよ。

そういうところから考えたときに、焼津市独自でやっていくという、そういう意思を示す、そういうものを変えていく、それは独自でできるんだということを言いたいので、周りの動向を見ながらというのも大切だけど、子育て、そういう世代に対して今焼津市が一番大事にしていかなきゃならないこと、焼津市も頑張っているところはあるんですよ。私も一般質問でやらせていただいているけど。

だけど、国保の問題、ここでの均等割の問題、資産割をなくすに当たって増える世帯、そこは変わらない世帯、変わらない世帯もあるけど、収入の部分、少なくとも7割、5割、2割の減免、そういう措置が、それは前からあるわけですよ。そういうところに対してもまだそれなりの介護納付金分、あるいは先ほど言った後期高齢者支援金等分、そういうものをずーっと払っている。そこに減免、それをやっていったらどうかということで、そういうことについて、できないことはないんじゃないですかと言っているんです。

○太田浩三郎委員長 ほかには意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 意見なしという声がありましたので、じゃ、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員 今まで無理なんじゃないかといったら反対討論があつていいと思う。何で反対討論がないんだ。反対討論、ちゃんと言ってよ。どういうことで反対しているんだということをちゃんと市民に知らせてよ。

○石田江利子委員 じゃ、もう一度お話しさせていただきます。

均等割軽減の対象者を拡大する場合に、現行のシステムを改修する必要があるのではないかということです。また、これは令和5年の4月施行までに間に合わないということの判断から、発議案第3号について反対させていただきます。

○杉田源太郎委員 軽減と減免の言葉、違うでしょう。

○太田浩三郎委員長 議第72号について、討論はありませんか。

○杉田源太郎委員 先ほどから発議案のところですつと言いましたけど、先ほども軽減の問題で7割、5割、2割の問題は分かっているしやっつて、それに対すること、これというのは、この制度、これを変えちゃいけないですよ。7割、5割、2割というのは。この制度は変えることはできませんというのは。

しかし、今回国がやった減免という措置、未就学児の均等割ですね。対象年齢と減額の額、これを拡充するという、そういう意見というのは、先ほど言ったけど、いろんな市町、全国でどんどんどんどん上がっています。

国のほうの言い分とすると、減免を行うこと、これは基本的に法令違反とは言えないというふうに言ったんだけど、国のほうはまだちょっと後ろ向きなんです。だけど、この法令を変えることについて、それはいけないというふうには言っていない。

そういう中で、条例の中で市独自がこういうものをやっていくことというのは全然問題ないし、子育て、そういう世帯をしっかり援助していく、そこに焼津市がまたその先頭に立っていく、そういう立場に立ったときに、ここのところ、ゼロ歳から6歳、それを18歳まで広げていくというふうになっていない。そういうことについて、私は議第72号について反対いたします。

以上です。

○太田浩三郎委員長 それでは、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

まず、発議案第3号を採決いたします。

発議案第3号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手少数であります。よつて、発議案第3号は賛成少数により否決すべきものと決しました。

次に、議第72号を採決いたします。

議第72号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 賛成多数です。よって、議第72号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉部の議案審査については終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。当局の皆さん、御苦労さまでございました。

閉会（11：47）